公営企業職員の状況

地方公営企業法を全部適用する公営企業職員の給与費に関する状況について、次のとおり公表します。

≪病院事業≫

（１）職員給与費の状況

① 決算

区　分	総費用 （A）	純 損 益 又は 実質収支	職員給与費 （B）	総費用に占める 職員給与費比率 （B／A）	（参考）平成22年度の総費用に占める職員給与費比率
23年度	千円 11,179,505	千円 308,420	千円 5,736,504	% 51.3	% 51.4

区　分	職員数 A	給　与　費				一人当たり 給与費 B／A	（参考）団体平均一人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B		
23年度	人 699	千円 2,462,708	千円 1,201,441	千円 901,703	千円 4,565,852	千円 6,532	千円 6,747

（注）１．職員手当には退職給与金を含みません。
　　２．職員数は、平成２４年３月３１日現在の人数です。

（２）職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成２４年４月１日現在）

①医師

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
富山市	45.5歳	577,198円	1,342,899円
団体平均	44.1歳	566,896円	1,374,783円

②看護師等

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
富山市	35.5歳	290,311円	446,153円
団体平均	38.2歳	286,872円	451,054円

③医療技術員

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
富山市	37.7歳	306,205円	490,445円

④事務職員

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
事務職員	38.3歳	323,173円	552,374円
団体平均	43.7歳	336,355円	508,794円

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

（３）職員の手当の状況

① 期末手当、勤勉手当

富　山　市	団　体　平　均
一人当たりの平均支給額（平成２３年度） 1,278 千円	一人当たりの平均支給額（平成２３年度） 1,326 千円
（２３年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.6 月分　1.35 月分 （ 1.45 月分 ）（ 0.65 月分 ）	（２３年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 －　月分　－　月分 （　－　月分 ）（　－　月分 ）
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5 ～20％	（加算措置の状況）

（注）（　　）内は、再任用職員に係る支給割合です。

② 退職手当（平成２４年４月１日現在）

富　山　市			団　体　平　均		
（支給率）	（自己都合）	（勧奨・定年）	（支給率）	（自己都合）	（勧奨・定年）
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	－ 月分	－ 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	－ 月分	－ 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	－ 月分	－ 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	－ 月分	－ 月分
その他の加算措置　退職手当の調整額 （0円～50,000円）×60月 定年前早期退職特例措置 （2％～20％加算）			その他の加算措置		
	（自己都合）	（勧奨・定年）			
1人当たりの平均支給額	1,284 千円	27,004 千円	1人当たりの平均支給額		6,020 千円

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、平成 23 年度に退職した職員に支給された平均額です。

③地域手当（平成２４年４月１日現在）

地域手当支給実績（平成 23 年度決算）		141,094 千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（平成 23 年度決算）		200,417 円	
支給対象地域（職種）	支給率	支給対象職員	支給率
富山市	3％	624 人	3％
医師・歯科医師	15%	80 人	15%

④ 特殊勤務手当の支給実績

区　分	支給実績	支給職員一人当たり平均支給年額	職員全体に占める手当支給職員の割合
２３年度	千円 242,007	円 367,232	％ 86.9

⑤ 特殊勤務手当の内容及び支給単価（平成２４年４月１日現在）

手当の名称	主な支給対象所属	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
1　使用料・手数料徴収手当	経営管理課、医事課	使用料及び手数料の督促、徴収又は滞納処分の業務で外勤したとき。	日額　300円
2　深夜・早朝勤務手当	経営管理課、医事課、看護科	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜又は早朝において行われる業務(看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)の業務を除く)に従事したとき。	
		ア　深夜の勤務	勤務1回　410円
		イ　早朝の勤務	勤務1回　300円
3　公衆衛生業務手当	各所属	感染症防疫作業に従事したとき。	日額　300円
4　現場技術指導等手当	経営管理課	(1)　作業環境が劣悪な箇所(地上又は水面上6メートル以上の足場の不安定な箇所)で行う工事監督、技術指導、検査若しくは調査の業務又は作業に従事したとき。	日額　400円
		(2)　冬期間において屋外で1時間以上工事監督、技術指導又はこれらに付随する調査の業務に従事したとき。	日額　250円
5　用地交渉等手当	経営管理課、医事課	事業に必要な土地の取得等又は事業の施行により生ずる損失の補償について、その権利者又は被補償者等と面接して交渉を行う業務に従事したとき(電気事業、ガス事業、電信電話事業等を行う企業との交渉を行う業務及び契約書の取交し、その他これに類する業務に従事した場合を除く。)。	日額　500円 ただし、業務が深夜において行われた場合 日額　1,000円
6　医療業務手当	薬剤科	(1)　薬剤師が調剤業務に従事したとき。	勤務1回　200円
	臨床工学科、臨床検査科、薬剤科	(2)　臨床検査技師、薬剤師又は技師(臨床検査及びこれに類する業務を行う者に限る。)が人の臓器又は細菌若しくは病原体の検査業務に従事したとき。	勤務1回　300円
		(3)　臨床検査技師、薬剤師又は技師(臨床検査及びこれに類する業務を行う者に限る。)が生体機能検査又は血液若しくは体液の検査等の業務に従事したとき。	勤務1回　200円
	臨床検査科	(4)　臨床検査技師が解剖補助業務に従事したとき。	1体　4,500円
	放射線技術科	(5)　放射線技師が放射線を取り扱う業務に従事したとき。	勤務1回　450円
	歯科口腔外科	(6)　歯科衛生士が口腔(くう)内の処置を行ったとき。	日額　200円

	精神科、精神デイケア科	(7)　臨床心理士、作業療法士、理学療法士、精神保健福祉士、ソーシャルワーカー、精神保健福祉相談員及び保健師が、精神保健及び精神障害福祉に関する法律(昭和25年法律第235号)第5条に規定する精神障害者(以下「精神障害者」という。)の相談又は指導等の業務に従事したとき。	日額　200円
	リハビリテーション科、精神デイケア科	(8)　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が排痰(たん)、摂食、排尿又は排便の訓練の指導業務に従事したとき。	日額　200円
	医療局、医療技術局	(9)　医師又は歯科医師が医療業務に従事したとき。	
		ア　院長	月額　80,000円
		イ　副院長、医療局長、医療技術局長、主任部長、理事及び参事	月額　70,000円
		ウ　部長、室長、科長及び主幹	月額　65,000円
		エ　医長	月額　55,000円
		オ　その他の医師	月額　50,000円
		(10)　医師又は歯科医師(主治の医師又は歯科医師に限る。)が入院患者の指導及び説明の業務に従事したとき。	1回　2,000円 ただし、患者1人につき1回に限る。
		(11)　医師又は歯科医師(臨床研修指導医に限る。)が臨床研修医の指導業務に従事したとき。	日額　1,000円
		(12)　医師(産婦人科の医師に限る。)が分べん業務に従事したとき。	1件　7,000円
7　看護業務手当	看護科	(1)　看護師等が血液若しくは体液の採取又は尿若しくは便の処理を行ったとき(次号及び第3号に該当する場合を除く。)。	勤務1回　100円
		(2)　看護師等が精神障害者の看護業務に従事したとき。	勤務1回　200円
		(3)　看護師等が感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項に規定する一類感染症及び同条第3項に規定する二類感染症に限る。)の患者又は結核患者の看護業務に従事したとき。	勤務1回　290円
		(4)　病棟に勤務する看護師等が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部を深夜において行う看護業務に従事したとき。	
		ア　4時間以上の勤務	1回　3,300円
		イ　2時間以上4時間未満の勤務	1回　2,900円
		ウ　2時間未満の勤務	1回　2,000円

		(5)　看護師等が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行うとき(徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満の場合、自動車等使用職員で当該通勤手当の支給を受ける場合及び当該通勤のため勤務公署の所有又は借上げに係る自動車等を利用する場合(料金等の一部又は全部を勤務公署が負担するタクシー等を利用する場合を含む。)を除く。)。	通勤距離に応じ、次に定める額を前号の額に加算する。 ア　片道2キロメートル以上5キロメートル未満 1回　380円 イ　片道5キロメートル以上10キロメートル未満 1回　760円 ウ　片道10キロメートル以上 1回　1,140円
8　夜間診療等業務手当	医療局、医療技術局	(1)　正規の勤務時間外に救急診療等業務に従事するため自宅における待機を命ぜられたとき(次号から第４号までに該当する者及び管理職手当の支給を受ける医師を除く。)。	1回　800円
		(2)　正規の勤務時間外に次の救急診療業務に1時間以上従事したとき(管理職手当の支給を受ける医師に限る。)。	
		ア　イ以外の救急診療等業務	1時間　1,500円
		イ　緊急かつ高度な救急救命の処置又は手術	1時間　5,000円
		(3)　正規の勤務時間外に救急診療等業務に従事するため呼び出しを受け、1時間以上当該業務を行ったとき(医師を除く。)。	1回　1,240円
		(4)　医師が救急科に係る救急診療業務(正規の勤務時間内の場合は、夜間の業務に限る。)に従事したとき。	1回　7,000円(夜間に業務に従事した場合は、9,000円)

⑥ 時間外勤務手当

区　分	支給実績	職員一人当たり 平均支給年額
平成２３年度	千円 235,716	円 333,876
平成２２年度	千円 242,961	円 352,117

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます

⑦ その他の手当（平成２４年４月１日現在）

区　分	内容及び支給単価	支給実績 （２３年度決算）	支給職員一人当たりの平均支給年額
扶養手当	(1)配偶者　13,000 円 (2)配偶者以外 ①　1 人につき 6,500 円（そのうち 1 人については、配偶者がいない場合は 11,000 円） ②　満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末までの間にある子 1 人につき 5,200 円を加算	千円 33,337	円 229,906
住居手当	(1)借家等 ①　家賃 20,000 円以下の場合 手当額＝家賃－9,000 円 ②　家賃 20,000 円を超える場合 手当額＝11,000 円＋（家賃－20,000 円）/2 （最高限度額月 27,000 円） (2)自宅　月 2,700 円	千円 39,299	円 161,722
通勤手当	(1)交通機関利用職員 6 箇月定期券等の価額による一括支給 （全額支給限度額　月 55,000 円） (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ、月 2,600 円～24,200 円	千円 45,217	円 75,236
管理職手当	管理職員に当該職の区分に応じて 117,100 円以内を支給	千円 80,636	円 867,043
休日給	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1 時間当たりの給与額×1.35×勤務時間	千円 6,432	円 61,845
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日午前 5 時までの間に勤務した職員に支給 1 時間当たりの給与額×0.25×勤務時間	千円 57,518	円 131,618
初任給調整手当	医学等に関する専門的知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充が困難な職に採用された職員に支給 ・医師、歯科医師 採用後 35 年以内の期間、採用から 1 年を経過するごとにその額を逓減して支給（最高支給月額 306,000 円） ・看護師 採用後 5 年以内の期間、採用から 1 年を経過するごとにその額を逓減して支給（最高支給月額 20,800 円）	千円 241,599	円 1,083,401
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居しやむを得ない事情により配偶者等と別居し単身で生活することを常況とする職員に支給 23,000 円＋加算額(※) ※職員の住宅と配偶者等の住居との交通距離が 100Km 以上の場合に 6,000～45,000 円を加算	千円 0	円 0

宿日直 手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 ・医療当直 医師　30,000 円 看護師・医療系技師　6,700 円 上記以外の職員　4,200 円	千円 62,459	円 307,678
管理職員 特別勤務 手　当	管理職手当支給対象職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 ・６時間以下の場合　1 回　6,000 円～12,000 円 ・６時間超の場合　1 回　9,000 円～18,000 円	千円 0	円 0
寒冷地 手当	寒冷地に在勤する職員に 11 月から 3 月まで支給 ・世帯主である職員　月　17,800 円（扶養親族有） 月　10,200 円（扶養親族無） ・その他の職員　月　7,360 円	千円 0	円 0

（注）制度については、一般行政職との異同はありません。